

## 事業者排出量削減計画書（新規（変）更）

（あて先）京都市知事	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
京都市南区東九条下殿田町2	洛西貨物自動車株式会社 代表取締役 佐藤澄隆 電話 075 - 691 - 6121

京都市地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	貨物自動車運送業				
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	エコドライブの推進により、Co2排出量10%以上の削減を目指す。				
推進体制	経費削減対策の一環で、燃料消費量の削減に取り組む。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	17～19	運輸部門	（排ガス規制対策）新型車両への更新を進める。（～19年 15%以上更新）		
	18～19	運輸部門	エコドライブを推進するため、デジタコを導入する。（～19年 80%以上装着）		
	17～19	運輸部門	エコドライブを推進により、（単価変動を除いた）燃料費比率の改善を図る。（～19年 10%以上改善）		
	17～19	営業部門	公共交通機関の利用、省エネ車両の導入などにより、営業車両の燃料使用料を削減する。（～19年 5%以上削減）		
17～19	事務所部門	クールビズ・ウォームビズに徹し、冷暖房に使用される電気・ガスの使用料を削減する。（～19年 20%以上削減）			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （H16）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （H19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	
	A 事業所等排出区分	333 t	353 t	6.0 %	
	B 輸送車両排出区分	4,906 t	6,700 t	36.6 %	
	C その他排出区分	— t	— t	%	
	排出合計	*1 5,239 t	*2 7,053 t	34.6 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等	（二酸化炭素換算（t））		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
	削減量等合計		*3	t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）		
	*1 5,239 t	(*2)-(*3) 7,053 t	33.9 %		
特記事項	<p>当社は運送業を営んでおり、受注量の拡大により軽油使用料は増大する。従って、1車当りの輸送効率の向上によるCO2排出量の改善を目指す。既に当社は主要荷主と共に、最大積載量に見合った輸送単位の設定、共同輸送や帰り荷の確保を進めており、当社独自で行える対策として燃料比率の改善に取り組む。</p> <p>一昨年度目標設定後、京都駅前にあった駐車場の立退きにより、淀方面のほか数ヶ所にトラック駐車場を移転した。このため、往復の走行距離延長、事務所増設などの悪化要因が多発。さらに荷量の大幅増加により、弊社滋賀営業所とのトラック配置の見直し、トラック数の増加などにより、軽油使用量が大幅に増加した。この為、目標年度の計画数値の見直しを行った。なお総量は増加するが、原単位としては5%削減を目標にしている。</p>				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは、京都市内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都市内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都市内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。